

人材確保支援助成金 Q & A

< 申請 >

Q 1 何回でも申請できますか。

A 1 本助成事業は、同一年度内（4月から翌年3月末までを一つの年度として扱う）につき、事業区分を下記のようにグループ分けした際に、グループ毎に申請は1回までとなります。

翌年度に別件に対してご申請いただくことは問題ございません。

グループ分け	事業区分 名称
グループ 1	(1) 人材紹介会社を利用した採用活動
	(2) 求人広告等を利用した採用活動
グループ 2	(3) 採用を目的とした自社ブランディング
グループ 3	(4) 外国人材の雇用を目的とした採用活動

Q 2 求人サイトを利用した採用に取り組む予定ですが、今年度は既に人材紹介会社にて採用を行い本助成金の支給を受けました。今年度は利用できませんか。

A 2 本助成事業は、同一年度内につき、事業区分をグループ分けした際に、グループ毎に申請は1回までとなります（Q 1 参照）。事業区分については以下の表を参考にしてください。

例えば、人材紹介会社を利用した採用（事業区分（1））についてご申請いただいた同一年度にて、求人サイトを利用した採用活動（下記表の事業区分（2））について申請いただくことは同じグループの事業のためできません。

人材紹介会社を利用した採用について申請をいただいた同一年度にて、採用サイトの作成（事業区分（3））をご申請いただくことは、別グループの事業のため併用することが可能となります。

事業区分 名称	含まれる取り組み（例示）※	申請タイミング
(1) 人材紹介会社を利用した採用活動	・ 人材紹介会社を利用した採用	事後申請
(2) 求人広告等を利用した採用活動	・ 求人サイト掲載 ・ 折込求人紙、新聞求人欄等の掲載 ・ 求人検索エンジン利用 ・ ダイレクトリクルーティングの利用 ・ 合同企業説明会への参加	事前申請

<p>(3) 採用を目的とした自社ブランディング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採用サイト作成、改修 ・PR 動画、採用パンフレット等作成 ・企業の価値、魅力の発信を目的としたウェブ広告等作成 	<p>事前申請</p>
<p>(4) 外国人材の雇用を目的とした採用活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人材を法令に則り雇用する際の登録支援機関等の利用 ・雇用した外国人材の在留資格に係る手続きの行政書士等への委託 ・外国人材との契約に係る契約書の作成委託 	<p>事前申請</p>

※どの事業区分に該当するかは担当にて判断いたします。ご不明の場合は担当までお問い合わせください。

Q 3 申請するタイミングはいつですか。

A 3 取り組む事業区分に応じて、事業完了後に申請する【事後申請】か事業に取り組む前に申請する【事前申請】に分かれます。Q 2 の回答に掲載している表に申請タイミングを記載しておりますので併せて参考にしてください。
 なお、【事前申請】の必要がある事業に取り組む際は、申請前に利用サービスの申込等をされると助成対象外となる場合があります。ご自身の取り組みに関する事業区分が不明の場合は必ず事前に担当にご確認ください。

事業区分 (1) 【人材紹介会社を利用した採用活動】については従業員の採用と紹介手数料の支払が申請年度内に行われている必要があります。

特に年始め (1 月～3 月) に採用を行い、4 月以降に人材紹介会社の手数料の支払いや区役所への申請を行ってしまった場合、年度をまたいでいるため助成対象外となりますのでご注意ください。

申請の流れについては、「助成金申請手続きの流れ」も併せてご覧ください。

Q 4 申請はいつまでに行えばよいですか

A 4 **令和 9 年 3 月 5 日**です。以降でも申請をお受けできる場合がありますが、区役所の助成金決定手続きも年度内に完了する必要があるため、令和 9 年 3 月 5 日以降にご申請を検討の場合は必ずその旨を**申請締め切り日 (令和 9 年 3 月 5 日)**までにご連絡ください。事前のご連絡がない場合、年度内に申請をいただいても助成金の決定手続きが間に合わず支給が行えない場合があります。

加えて実績報告書の締切日 (**令和 9 年 3 月 12 日**) もご確認いただき、事業完了することができるスケジュールとなるかもよくご検討ください。

< 対象事業・経費 >

【全般について】

Q 5 消費税は対象になりますか

A 5 消費税を含む間接経費 (振込手数料、通信費、光熱費等) は対象外です。

【人材紹介会社を利用した採用活動について】

Q 6 人材紹介会社を利用せず、自社で直接採用場合に要した経費は、助成対象になりますか。

A 6 本助成事業は、人材紹介会社を利用し、自社の従業員として正規に採用した場合に要した人材紹介手数料に係る経費と認められるものに限定しています。

Q 7 求人掲載をサービスに含む人材紹介会社の利用をする場合は助成対象になりますか。

A 7 本助成事業の対象となる可能性はありますが、【人材紹介会社を利用した採用活動】の区分でお受けするか【求人広告等を利用した採用活動】の区分でお受けするかはサービス内容や料金形態を確認したうえで担当にて判断いたしますので、お取り組みを始める前に区にご相談ください。

Q 8 昨年度本助成金を利用して採用した方がいましたが退職済みです。今回人材紹介会社を通じて同一人物が再び紹介されたため、再雇用しようと思えます。助成対象になりますか。

A 8 一度本事業を利用して採用した人物について、同一人物の採用は助成対象にできません。

Q 9 助成対象経費として認めてもらうために特に留意することはありますか。

A 9 当該正規採用者に対する人材紹介手数料だと明確にわかる請求書や契約書等である必要があります。請求書や契約書等の書面上から読み取れない場合は助成対象外となります。依頼先となる事業者へ事前に確認をお願いします。なお、一度発行した助成金交付決定通知の金額の増額は認めていません。

Q 10 本助成事業で採用した者が、採用後間もなく退職し人材紹介会社から返還金等が支払われた場合は報告の必要はありますか。

A 10 人材紹介会社との間で取り決められている返還金の発生する期間内に、当該採用者が退職（解雇、退任等を含む）したときは、速やかに区へ報告してください。この退職により、申請者が人材紹介会社から人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち助成金相当額（全部もしくは一部）の返還を命ずることがあります。

Q 11 人材紹介会社を利用したものの、採用した者は代表の親族です。本助成金の対象になりますか。

A 11 申請事業者の役員等（取締役、監査役、執行役員、顧問等）の三親等以内の親族を採用する場合は対象外となります。

【求人広告等を利用した採用活動について】

Q 12 4月前より求人広告を掲載しています。助成対象になりますか。

A 12 本事業区分は【事前申請】です。申請を行い、区の承認を受けた後から掲

載された求人広告のみが助成対象となります。

Q13 求人広告等に掲載したものの、採用に至っていません。人材が採用できないと助成金は支給されませんか。

A13 本事業区分では人材が採用できなくとも助成金の支給を行えます。取り組む事業が完了すれば実績報告書（事業終了にいただく報告書のこと）をご提出いただくことが可能です。求人掲載等についても掲載期間が年度内に終了する必要もありません。事業の完了（求人情報が掲載されている・合同企業説明会が終了した等）後に利用料等経費の支払いを終えた段階で速やかに実績報告書をご提出ください。

ただし、助成金支給の半年後に人材の定着状況報告書にて人材が採用できたかどうかも含めて状況のご報告をお願いしております。

Q14 求人掲載料に加えて実際の採用が出来た場合は成功報酬も発生します。このようなサービスの利用は助成対象になりますか。

A14 本助成事業の対象となる可能性はありますが、【人材紹介会社を利用した採用活動】の区分でお受けするか【求人広告等を利用した採用活動】の区分でお受けするかはサービス内容や料金形態を確認したうえで担当にて判断いたしますので、お取り組みを始める前に区にご相談ください。

【採用活動を目的とした自社ブランディング】

Q15 自社ホームページを作成しコンテンツの一つとして求人募集も掲載します。助成対象になりますか。

A15 本助成金では対象になりません。求人専用のサイトを作成した場合のみが対象です。ホームページの作成については別途【販路拡大支援助成金】という支援事業がありますのでご検討ください。

Q16 大手動画配信サイトにて自社アカウントを作成し、動画配信をしています。配信用に動画を作成予定ですが、助成対象になりますか。

A16 作成対象の動画単体で企業の魅力紹介や求人の募集を行う趣旨が読み取れる動画を作成される場合は助成対象となります。社員が出演するか否かに関わらず、動画単体で見ると趣味の範疇の内容とみなせるもの等、直接求人や企業紹介に関係すると判断できないものは助成対象となりません。普段から趣味の範疇の内容を取り扱う企画動画等を配信している方は、本助成事業として作成される動画と明確に線引きをして作成してください。趣味の範疇の内容とみなせる動画中に一部求人の内容を含んだとしても、助成対象とみなせない場合があります。

Q17 社員に命じて自社でウェブ広告を作成しました。作成にかかった経費は助成対象になりますか。

A17 対象になりません。ウェブ広告等を外注した際の委託費が対象となりますので、自社で製作した場合は対象外となります。

【外国人材の雇用を目的とした採用活動について】

Q18 外国人材を雇用するにあたって生活環境を整えるため、日用品の購入等をする必要があります。助成対象になりますか。

A18 対象になりません。対象となる経費は以下の3つのみです。

- 外国人を法令にのっとり雇用する際の登録支援機関又は監理団体の利用に係る委託費のうち、初期費用とみなせるもの。ただし、年間で継続的に発生する経費及び次年度以降の継続準備に係る費用を除く。
- 雇用した外国人材の在留資格に係る各種手続を委託する際の行政書士又は弁護士への報償費
- 雇用した外国人材との契約に係る契約書の作成委託費用

なお、登録支援機関や管理団体については各法律（出入国管理及び難民認定法・外国人の技能実習生の保護に関する法律）による登録や許可を受けた団体の利用の場合のみが助成対象となります。

Q19 在留資格に係る手続きを委託する際の報償費は行政書士又は弁護士に依頼した際のみが助成対象ですか。

A19 本助成金の対象経費としてみなすのは行政書士か弁護士の報酬のみです。なお、各種手続きは法律により代行手続きを行える者が制限されています。関係法令をよくご確認ください適切な専門家にご依頼ください。

< その他 >

Q20 人材紹介会社や求人広告会社等は、どこに依頼すれば良いですか。

A20 依頼先となる事業者の紹介は行っておりません。事業者の選定及び依頼は、人材紹介実績などを確認のうえ慎重に実施してください。

Q21 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A21 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（令和9年3月12日まで）に完了し、同期間内に実績報告書の提出が必要となります。なお、「完了」とは助成対象期間内に助成対象事業（対象物の掲載・制作等及び依頼先への支払い）が終了しており、請求書及び領収書等の領収されたことがわかる書類が確認できる状態となります。完了見込みの状態では実績報告書を受け付けることはできません。

Q22 支払いが助成対象期間内に間に合いません。支払予定経費も対象経費として計上できませんか。

A22 助成対象期間内に領収書等領収されたことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。（依頼先の事情であっても同様です。）もし、目途がつかない場合は必ず締切日前に担当にご一報ください。（ご連絡があっても対応できるとは限りません。）

Q23 クレジットカードで支払った場合の提出書類を教えてください。

A23 利用明細が分かる資料の提出が必要となります。カード明細のみではなく、実際に口座から引き落としされている点まで確認させていただきます。引き落としまで終了していなければ経費としては認められません。(分割払いの場合は上記助成対象期間内に全額支払われていることがわかる利用明細の提出が必要です。)

Q24 手形や小切手での支払いは可能ですか。

A24 認められません。

Q25 助成金の支給を受けた6か月後に「人材定着状況報告書」を提出する必要があるとのことですが、提出をしなくても何か問題がありますか。

A25 人材定着状況報告書のご提出を頂けない場合、次回以降の助成金のご申請を受付ることが出来ない場合があります。必ず「人材定着状況報告書」のご提出をお願いいたします。

(令和8年4月1日)